

本校関係者 各位

過日（7月9日）、本校近辺において校外労働組合（「教職員なかまユニオン」）によるビラ配りが行われました。

現在、本学園とビラの配布を行った労働組合との間において、労働委員会における審査がすすめられています。

本学園は、法令を遵守してその審査手続きに真摯に対応し、労働委員会の命令に適切に対応するとともに、本学園のこれまでの対応が正当であることを主張しています。

なお、当該審査は、本校内において、同僚教員の金品を窃取するという重大な犯罪行為を行い、最高裁判所において、懲役（当時）1年2月、執行猶予3年の有罪判決が確定している元教職員に対して学園が行った懲戒処分に係るものです（この有罪判決は、大阪地方裁判所令和5年（わ）第1160、第1782号事件、大阪高等裁判所令和5年（う）第757号事件、最高裁判所令和6年（あ）第160号事件の判決となります。）。

そして、本学園が行った懲戒処分については、大阪地方裁判所において懲戒処分が有効である旨の一審判決がなされ（大阪地方裁判所令和6年（ワ）第7652号）、当該元教職員は同判決に対して控訴しましたが、既に大阪高等裁判所において控訴を棄却する判決（＝学園の行った懲戒処分を有効とする判決）が言い渡されております（大阪高等裁判所令和7年（ネ）第2006号）。

本学園は、顧問弁護士とも連携し、教育機関として法令を遵守し適法に対応いたしておりますことをお知らせいたします。

（金蘭千里学園 事務局）